

第2次環境基本計画案に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

No.	計画記述箇所	意見の内容（要約）	意見に対する市の考え方
1	17ページ／第2章第1節1-6「連携協働・人づくり」中、にしお環境市民塾の活動ほか	「廃油せっけん」という表現を「廃食油せっけん」に訂正してください。	意見の内容に修正します。
2	—	表紙の見出しのタイトルがとても良い。	第2次環境基本計画策定にあたって実施した環境団体へのヒアリングにおいて、豊かな自然環境を守り伝えていくためには、海・川・山のつながりを意識づけることが重要であるといった意見が多く挙げられたことなどを受け、本市のめざす環境像を設定しました。その実現に向けて、現行計画の良いところを生かし、伸ばすといった視点から取組内容を検討しました。また、計画の実行については、関係課との連携により取り組んでまいります。良い評価をいただきありがとうございます。
3	—	全体の構成、まとめ方が大変良く出来ている。1次計画の評価をして2次計画を10年とした点が良い。	
4	—	計画の進行管理を設けたのも評価する。	
5	28ページ／第3章第1節1-3「環境保全課型農業の推進」	「環境保全型農業の推進」の項目を掲げた点も良い。しかし、28ページのNo.17の取組内容に有機栽培の推進が入っているが、現在の農林水産課は取り組む姿勢が見えない。5年から10年後になりそうです。消費者（全市民）のため農林水産課業務に転換されることを望みます。	農業生産に由来する環境への負荷を軽減するためフェロモン剤や家畜たい肥の使用支援を行っております。今後も生産者、消費者いずれの立場も踏まえた形で有機栽培や特別栽培の推進を検討してまいります。

No.	計画記述箇所	意見の内容（要約）	意見に対する市の考え方
6	29ページ／第3章第1節1-3「環境保全課型農業の推進」	29ページの市民・事業者の役割「②地産地消の推進」の中に「農薬の使用を減らします」とあるが、使用量の年次目標を示せないか。	市民及び事業者の役割は、市民・事業者が自主的に取り組むことができる行動を示していますので、目標数値を設けることは考えていません。
7	22ページ／第2章第5節「計画の体系」	22ページの環境目標4の「安全安心・快適」の文字を削除してください。理由は、その定義が人によって違うためです。快適を求めすぎて温暖化になる。	国の環境基本計画における「持続可能な社会の構築には『安全』が確保されることが前提となる」といった観点や、愛知県の環境基本計画の計画目標や目標実現に向けた施策展開の考え方において、「公害のない安全な空間が確保され、いつまでも安心して暮らせる社会の構築」といった方向性が示されていること、さらに第2次環境基本計画策定にあたって実施した市民及び事業所アンケートの結果を踏まえ、4つ目の環境目標として「安全安心・快適」の観点から「地域に誇りと愛着を感じられるまち」を設定しましたのでご理解ください。
8	81ページ／第5章第2節2-2「資源循環”ごみの分別・減量推進”プロジェクト」	<p>第5章 重点プロジェクトの中の市民チャレンジプランに「環境指導員制度」を創設し、各町内に2から3名任命。ゼロの日（各月10、20、30日）に県道等幹線道路のゴミ拾いを1時間から2時間実施していただく。制服とゴミ袋を支給する。また、年に2から3万円謝礼する。交通指導員制度と同じ。</p> <p>こうすれば、市民にも「みんなで環境をよくするまち」という基本計画が浸透し、ゴミのポイ捨てはなくなると思う。ご検討ください。環境基本計画の中に追加していただかなくても今後の活動の参考にしていただければそれで結構です。</p>	<p>ごみのポイ捨て防止に関する啓発として、西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例を制定しており、ごみ散乱防止を目的としたごみ散乱防止市民行動週間と町内会ごとに1名のごみ散乱防止推進員を設けています。</p> <p>また、地域のボランティア清掃に対してゴミ袋の支給やごみ回収の協力、アダプト・プログラム制度を設け、公共施設等のボランティア清掃に関して、清掃道具等の支給を実施しております。今後はご意見を参考にし、既存の制度の中でごみ散乱防止に関する啓発活動を推進してまいります。</p>

No.	計画記述箇所	意見の内容（要約）	意見に対する市の考え方
9	取組内容	<p>自然共生、資源循環、低炭素、安全安心・快適、連携協働・人づくりの5分野を遊び、仕事、体験などから学び、実行できる仕組みをつくる必要があると思います。</p> <p>自然に環境問題を考えて動くことができる組織づくりが必要だと思います。</p>	<p>「自然共生」をはじめとする5つの環境目標に掲げる各取組については、相互に関連する内容が多くあります。自然観察会や干潟観察会などの遊び・体験による環境教育や環境学習を充実することによる環境意識の向上や、環境活動団体の活動支援による活動の活性化、さらには家庭・工場・オフィスでの省エネルギー行動の推進による低炭素社会への貢献など、各取組を総合的に実施するとともに計画の進行管理を行う仕組みを構築し、めざす環境像「海・川・山 豊かな自然と暮らしが つながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ」の実現に努めてまいります。</p> <p>また、第2次環境基本計画第3章第5節5-1「環境教育・環境学習の推進」及び5-2「連携・協働による環境保全活動の推進」に基づき、行政だけでなく市民や環境活動団体などとの連携・協働によりみんなで環境を良くするまちを目指してまいります。</p>